

第4章 卷末資料

第1節 新発見資料の紹介・検討

1 新資料発見の経緯

今回、第1次・第2次の確認調査の最中、東海市役所において合併前の旧上野町役場時代に作成された2綴りの文書が見つかった。

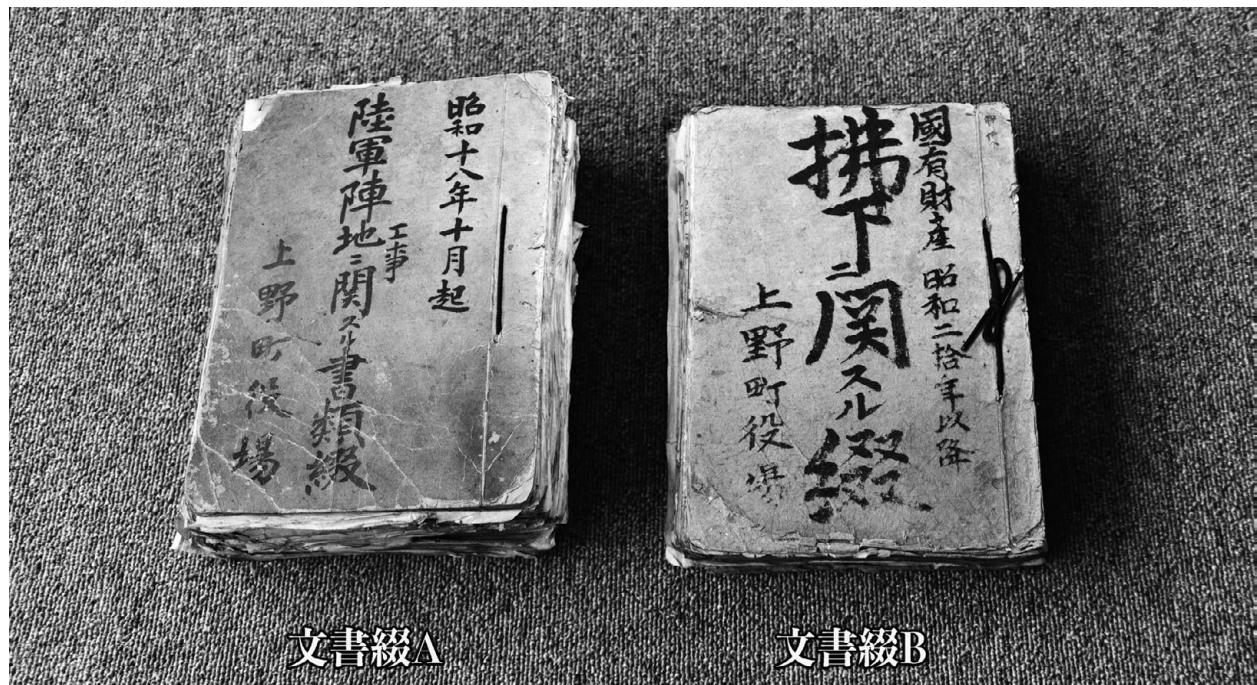
見つかった資料はそれぞれ『昭和十八年十月起 陸軍陣地工事ニ関スル書類綴』と『國有財産昭和二拾年以降 拂下ニ関スル綴』の二冊である。

これらの資料はまるで太佐山高射砲陣地跡の調査に合わせたかのように発見されたが、偶然時を同じくして発見されたものである。発見された資料は、国有財産の払い下げに関する書類であったため、永らく保管されてきたものであったようである。旧上野町時代を経て東海市となってからも道路に関する書類と共に管理されてきた。しかしながら、近年保存文書の見直しを行った際に、本資料を含む複数の書類は既に役割を終えた文書であると判断されたことから、郷土資料としての価値はあるかどうか社会教育課へ問い合わせがあったため、発見に至ったものである。

その後、本資料を含む旧町時代からの書類群は、東海市立郷土資料館の資料として新たに受け入れて収蔵することとなった。今回、第2次確認調査の報告書作成にあたり、太佐山高射砲陣地の構築とその後の返還の一連の土地に関する手続きが詳細に記録されており、太佐山高射砲陣地の歴史を理解する上で重要な資料であると考えられることから、卷末資料として掲載するに至った。

なお、掲載にあたっては、個人名などについては個人情報の観点から非公開処理を施した。ただし、報告者である坂野俊哉氏の祖父にあたる人物（故人）が文書中に土地所有者として登場していたことが資料調査中に判明した。この部分については掲載にあたって許可を得ていることからあえて非公開処理を施していない。

（宮澤浩司）



第36図 新発見文書

2 太佐山高射砲陣地跡地の払い下げに関する一例について

今回の高射砲陣地跡地調査を契機に、東海市役所で当時の文書綴二冊が発見された。発見の経緯に関しては前項に詳しいのでそちらを参照されたい。

この資料により陣地建設に関連し、土地の接収から終戦を経て払い下げに至る大まかな経緯が判明した。予定地内には偶々筆者の祖父が所有していた山林(120坪)が含まれており、当時の状況を知るため坂野家が所有していた土地の払い下げに至る大まかな経緯を紹介し、文書綴からの個々の文書を引用しつつ説明を試みる。

文書綴 A :『昭和十八年十月起 陸軍陣地工事ニ関スル書類綴 上野町役場』(第36図左)

(以下 S18 と略、個々の文書は 4 枝の通番とし 0001 から 0505 まで。ただしこれはデータ整理用の数字であり書類の枚数ではない)

文書綴 B :『國有財産 昭和二拾年以降 拂下ニ関スル綴 上野町役場』(第36図右)

(以下 S20 と略、同上で 0001 から 0289 まで)

両方とも多くの文書を紐で綴じ厚紙の表紙を付けた文書綴であり、それぞれ数百枚以上の文書が綴じられている。表紙の厚紙には当時の管轄であった上野町役場の名前が墨書きされている。

先ず文書綴 A であるが、内容の大半は昭和 19 年(1944 年)4 月に竣工した知多飛行場(三菱重工業名古屋航空機製作所の試験飛行場で、30 ヶ月もの難工事を経て完成。俗に大府飛行場とも)の建設に関わる土地取用関係の文書であった。それらのなかに高射砲陣地関係の書類が断片的に見られる。

太佐山の陣地については関係者の証言などから、用地選定後直ちに(昭和 19 年(1944 年)10 月上旬から)建設工事が本格化し、下旬には早くも高射砲 6 門を山頂に設置している。砲床について、設置当初は資材不足などの諸事情により木製の井桁砲床(第 40 図)として設置され、翌年春までに強固なベトン砲床(第 41 図)に造り替えられている。

建設は狭小な山頂(痩せ尾根)の削平を経て砲座を中心とした戦闘区域の建設が最優先され、次第に山腹の各施設を整えていったものと推測される。

このように平時に於ける軍関係の施設建設なら用地の接収は起工以前に終了していたはずであろうが、戦況悪化下での緊急な陣地建設という事情もあってか、個々の地主との交渉記録はほとんどみられない。

なお、太佐山陣地の西北約 600m の丘陵中腹には先行して平山陣地が建設されており、そこに配置された「ながら隊」関係の文書が何枚か散見される。太佐山陣地との関係も深いので、おおむね時系列に従い主な文書を紹介する。

● S18-0032(「陸軍」名入りの便箋)(第37図)

連絡

陣地決定ノ件通牒

昭和十九年十月十三日 ながら隊長(杉平印)

上野町町長殿

首題ノ件別紙要図ノ如ク決定致シタルニ付朱線内土地所
有者ヲ左記様式ニ依リ本十三日十二時迄ニ五部提出相
成度

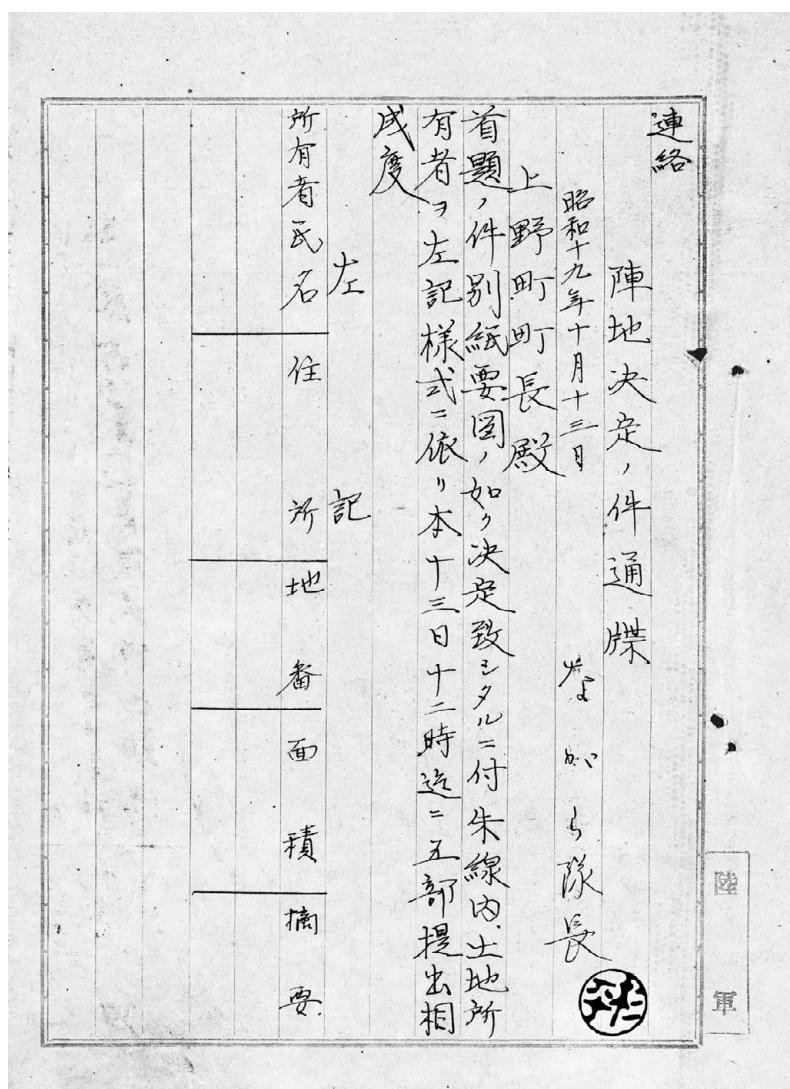
左記

所有者氏名 住所 地番 面積 摘要

(以下8ページにわたり 66名の所有者氏名ほかが列挙)

※いくつかの他の記録では、平山陣地は昭和19年(1944年)9月からの稼働が記録されており、多少の齟齬そきがみられる。また、後述する太佐山陣地の建設も10月上旬から開始されたという証言もあり、両陣地が同時に建設されたことになり、記録の混乱がみられる。

(以下※印は筆者註)



第37図 S18-0032

● S18-0063

昭和拾九年十一月〇日
知多郡上野町長早川英次郎

殿

農作物除去御願ヒノ件

本日ながら部隊より陣地工築上貴殿所有地タル
南玄蕃□地必要地トシテ指定相成候ニ付現地
農作物至急除去相願度趣キノ通知方依頼
相受候条此段及依命通牒候也
(以下に9名の氏名)

※前資料に関連した、陣地決定後土地所有者への農作物除去依頼。陣地の建設工事と同時進行で出されたものと推測。陣地予定地が耕作地であった状況を示すもの。

● S18-0066(「愛知縣」名入りの規格便箋)

經第九九二號

昭和十九年十二月六日 愛知縣土木部長(角印)
知多郡上野町長殿 (丸印:受付第44号 19.12.8 知多郡上野町役場)

陸地測量標使用ノ件通知

標記ノ件ニ關シ陸地測量部ヨリ貴町所在ノ三角点

ヲ中部第四一〇二部隊ニ於テ測量ノ爲自昭和十九年十二月一日至二十年三月三十一日

期間内使用相成旨通牒有之候条御承

知相成度

※平山陣地または、すでに建設の始まっている太佐山陣地に関連する測量ではないかと推測される。受付印昭和19年12月8日の前日、東南海地震(M8.0)が発生している。

● S18-0067(「愛知縣知多郡上野町役場」名入りの規格便箋)

地上物件移転並収益補償申告者氏名

※以下28名の氏名が記載されており、そこに祖父である坂野茂渡名も記載されている(初出)。日時の記載は無い。

● S18-0109(「陸軍」名入りの便箋)

至急(赤字)

陣地偽装用樹伐採ニ関スル件依頼

昭和二十年二月二十四日 ながら隊長(杉平印)

上野町長殿

今般上司ヨリ徹底的陣地偽装実施ノ指示有之シ

爲陣地附近左記場所ノ闊葉樹若干伐採ヲ所有主

へ承諾方依頼被下度願上候

尚之ガ御回答ヲ相纏メ二月二十八日迄ニ御通知願上候

左記

北玄蕃、兔廻間、欠下、石原、

※此の依頼文書を受け、平山陣地周辺の山林所有者に対し町長名で発せられた同様の依頼書が綴られている。既に空襲が激化しており、樹木による陣地の擬装がどれほどの効果を発揮したかは不明である。

● S18-0478(わら半紙にガリ版刷り)(第38図)

極秘(朱印)

受付第484號 20.2.24 知多郡上野町役場(日付丸印)小島印

東海二防發第一〇號

洞窟等ノ調査依頼ニ關スル件通牒

昭和二十年二月二〇日 東海第二部隊長(部隊長角印)

上野町長殿

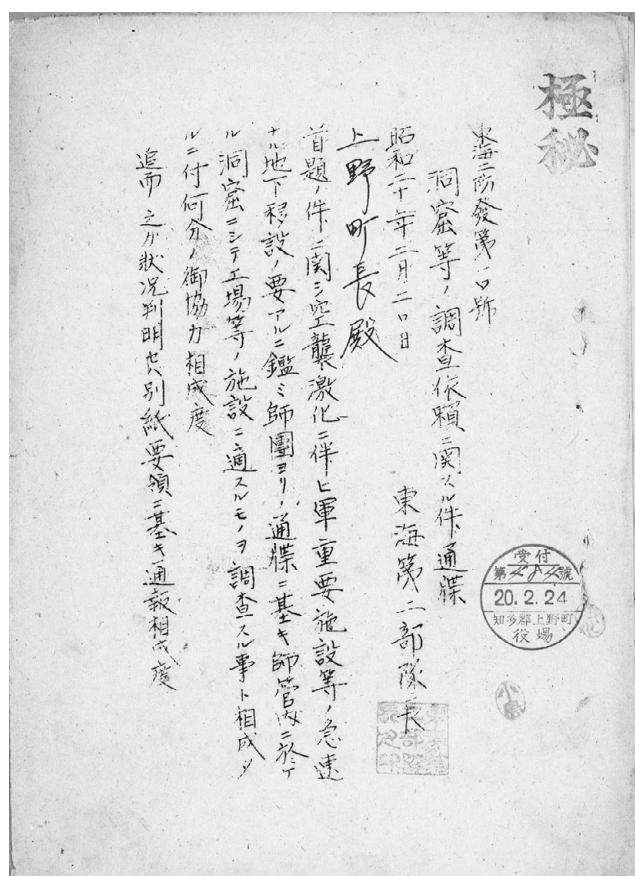
首題ノ件ニ關シ空襲激化ニ伴ヒ軍重要施設等ノ急速

ナル地下移設ノ要アルニ鑑ミ師團ヨリノ通牒ニ基キ師管内ニ於ケ

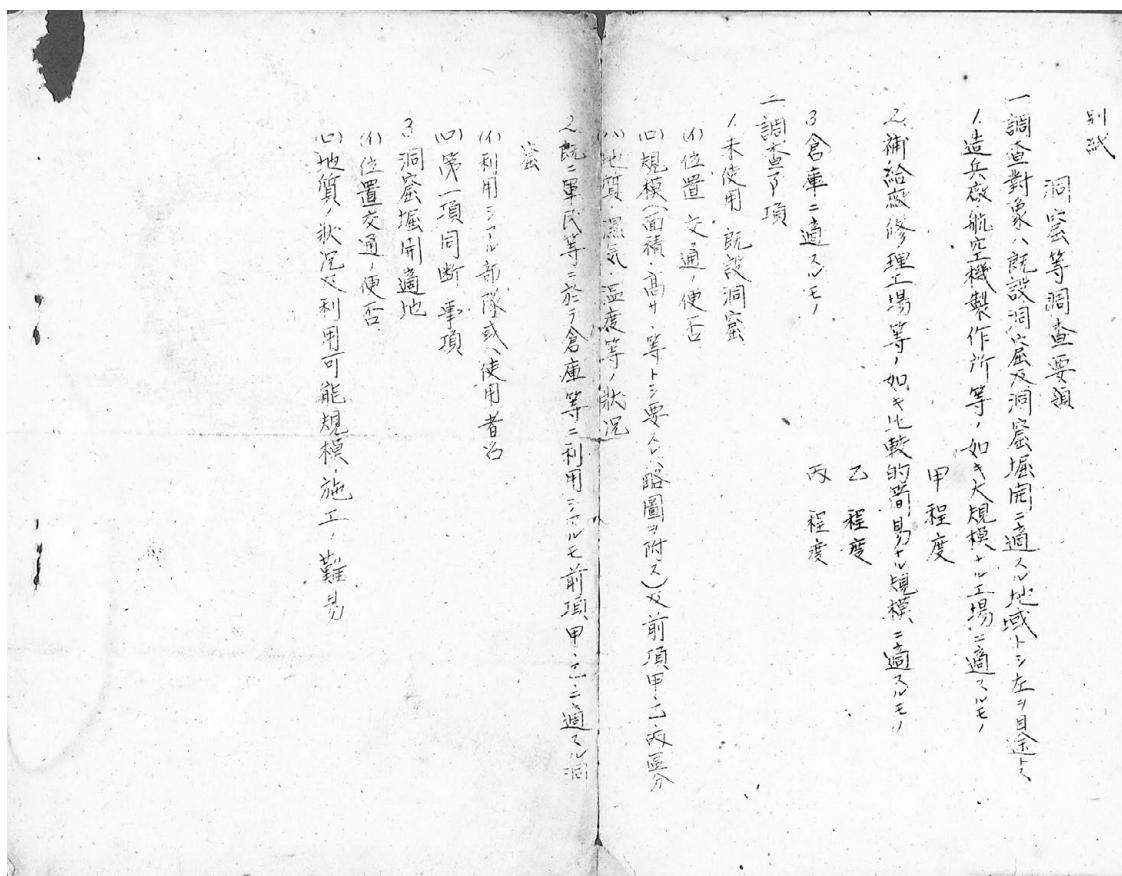
ル洞窟ニシテ工場等ノ施設ニ適スルモノヲ調査スル事ト相成タ

ルニ付何分ノ御協力相成度

追而 之ガ状況判明セバ別紙要領ニ基キ通報相成度



第38図 S18-0478



第39図 S18-0479

● S18-0479(第39図)

別紙

洞窟等調査要領

一. 調査対象ハ既設洞窟及洞窟掘開ニ適スル地域トシ左ヲ目途トス

- | | |
|--------------------------------|-----|
| 1. 造兵廠・航空機製作所等ノ如キ大規模ナル工場ニ適スルモノ | 甲程度 |
| 2. 補給廠修理工場等ノ如キ比較的簡易ナル規模ニ適スルモノ | 乙程度 |
| 3. 倉庫ニ適スルモノ | 丙程度 |

二. 調査事項

1. 未使用 既設洞窟

- (イ) 位置 交通ノ便否
(ロ) 規模(面積・高サ・等トシ要スレバ略圖ヲ附ス)及前項甲乙丙區分
(ハ) 地質・濕氣・溫度等ノ狀況

2. 既に軍民等ニ於テ倉庫等ニ利用シタルモ前項甲・乙・ニ適スル洞窟

- (イ) 利用シタル部隊或ハ使用者名
(ロ) 第一項同断事項

3. 洞窟掘開適地

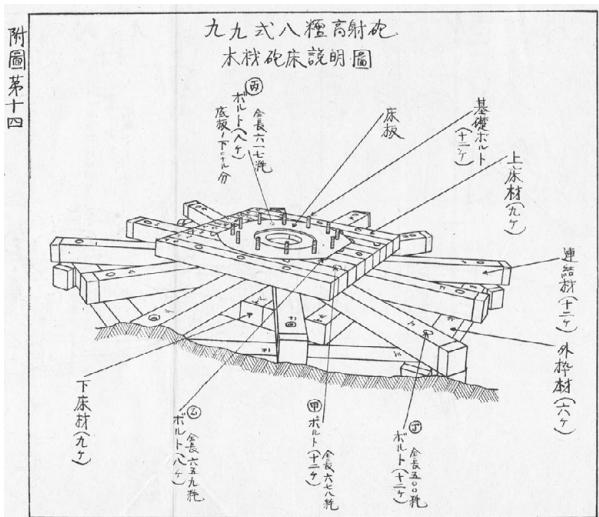
- (イ) 位置交通ノ便否
(ロ) 地質ノ狀況及利用可能規模・施工ノ難易

※各種軍需工場等の疎開先を求める發せられた有名な文書。B29による空襲激化し、前月には三河地震発生という状況下。岐阜県可児市久々利に残る三菱発動機の地下工場跡や三重県関市の鈴鹿海軍地下工場跡などは此の極秘通牒の結果掘削されたもの。

昭和20年(1945年)8月15日のポツダム宣言受諾を受け、太佐山陣地でもさまざまな動搖があつたようである。『てんりゅう隊陣中記』によると、同年9月から晩秋にかけて、残留を命じられた12名を除き朝鮮籍兵や他中隊からの転属兵たちも次々に帰国手続や原隊復帰に就いた。12月には米兵7名が火器処理のために太佐山陣地に現われ、武器・弾薬の引き渡しや火器や砲座の爆破処理作業がおこなわれた。第4砲座のベトン砲床に見られた爆発の痕跡(第41図)は、この時ものである。

それからしばらくの間は残留兵たちの手によって砲座の埋め戻しなどがおこなわれたようで、第1・第6砲座は周囲の掩体の土を利用して砲床を埋め戻し、土地全体がほぼ水平になるように整地されていた(第42図・第43図)。しかし、砲座を中心とした全ての施設の埋め戻しが終わることなく、昭和20年末には残務処理終了との扱いで復員扱いとされたようである。

昭和20年2月の、『洞窟等ノ調査依頼ニ関スル件通牒』以後、終戦を経て昭和21年(1946年)の前半に至るまでの期間の高射砲陣地に関する文書は見られない。



第40図 第40図 木製井桁砲床説明圖
第一陸軍研究所(1944)より



第41図 第4砲座検出状況 南西より



参考写真：掩体と砲側弾薬庫を含む砲座ジオラマ



第42図 第1砲座伐開後の様子



第43図 第6砲座伐開後の様子

次に文書綴Bだが、国有財産の払い下げ手続の記録文書が綴じられている。内容は高射砲陣地や飛行場跡地関係の書類が大半を占める。

- S20-0003(「愛知縣知多郡上野町役場」名入りの12行便箋)

一號 官有雜種財產拂下申請處理表

名和天龍隊 拂下事項 二一、五、二一、許可

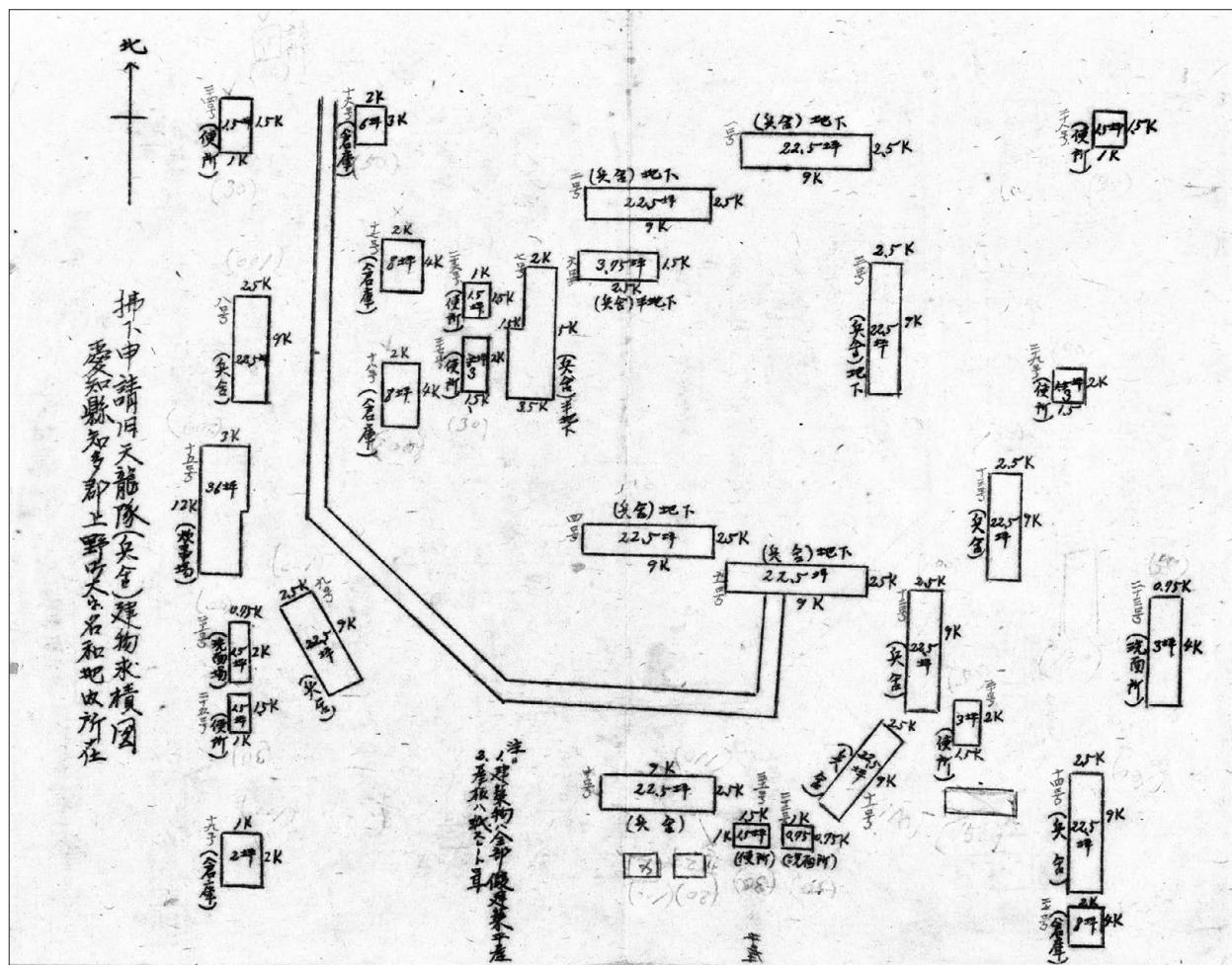
※種目として建物や土地が挙げられ、姫島、荒尾などにあった諸施設名が一覧表になっている。太佐山陣地の建物に関しては「名和 天龍隊」と記され、昭和 21 年 5 月 21 日に払い下げ許可と記載。

● S20-0042(第44図)

拂下申請旧天龍隊(兵舎)建物求積図

愛知縣知多郡上野町大字名和地内所在

※終戦直後、太佐山陣地に残された建物の配置模式図と、個々の面積を記入したもの。



第44図 S20-0042

● S20-0126(第45図)

委任状

旧天龍隊陣地復旧費並ニ四月以降ノ借地ニ充当スル為メ
全陣地建物無償譲渡相成候ニ就テ之レガ処理ヲ上野
町長ニ一任致シ何等異議申立テ致サズ候

委任状依テ如件

昭和二十一年六月十五日

○○○○ 印

○○○○ 印

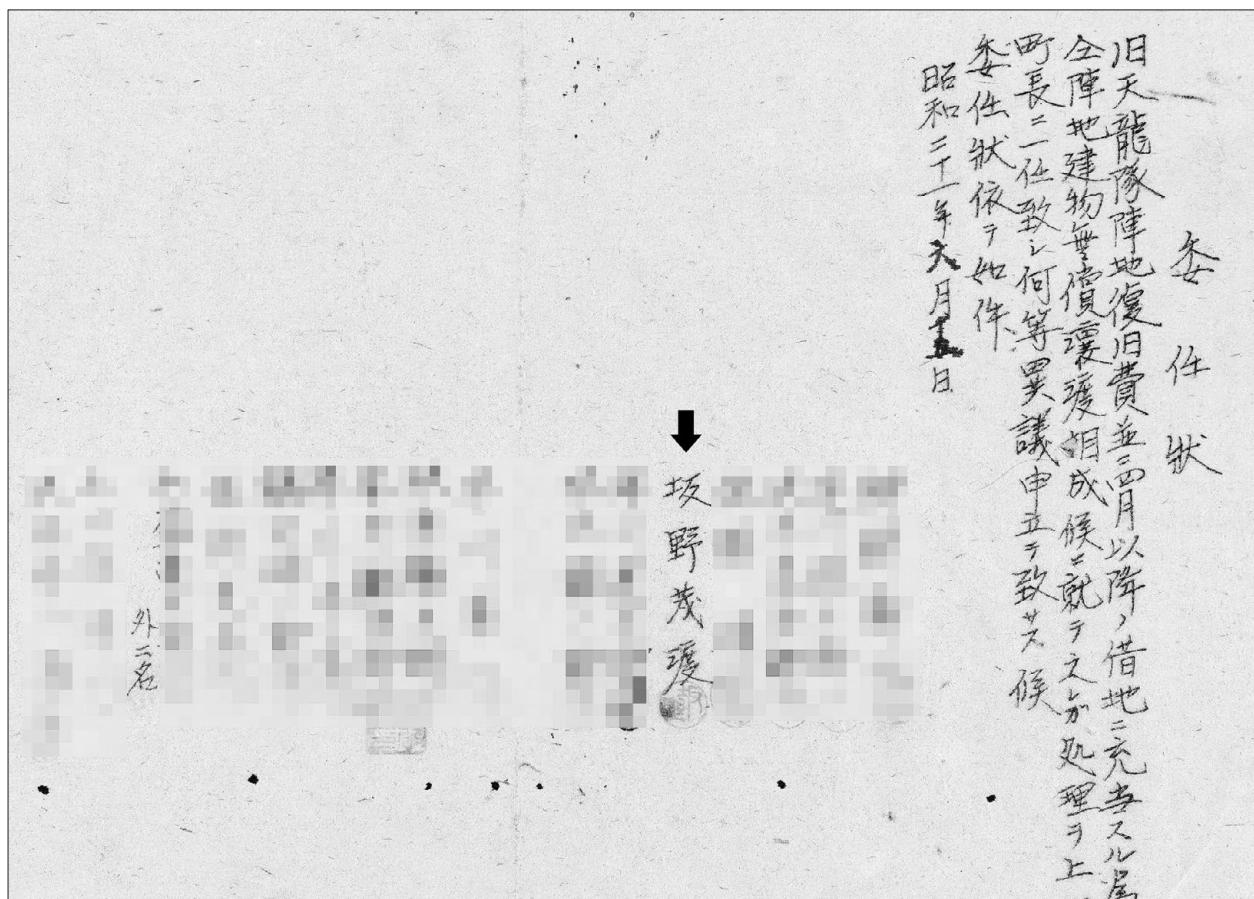
○○○○ 印

○○○○ 印

※坂野茂渡 印

(以下11名の氏名と捺印)

※元の地主に対しては、終戦後残された陣地の建物を配分した上で払い下げ扱いとし、借地料との相殺処理がおこなわれた。事実上異議申立は不可能であったと推察される。



第45図 S20-0126

● S20-0226-0227(「知多郡町村公用紙」名入りの規格便箋)

天龍隊ノ拂下建物ト其ノ代價表

※ 1 から 34 までの各施設と部外の監視所の大きさ(間)・坪数・単価・價格と受領者が記されており、34が「砲台 6ヶ」で面積は空欄で単価 56 円、價格 480 円、某氏が受領者として記載されている。この文書とは別に、この表の下書きと考えられる墨線の無いメモが 1 枚綴じられており(S20-0202)(第 46 図)、そちらには「砲台 6ヶ」単価 $80 \times 6 = 480$ 円と書かれている。受領者相当の部分には「(個人名) 3 神明堂 2 (個人名) 1」という記載があり、この「神明堂」が祖父の経営していた薬局の屋号であることから、払い下げ処理のいずれかの段階で現在にまで残る砲座 2 基を割り当てられていたことが判明した。また、合計金額が記されたすぐ下に「但坪価ノ約七割ノ代金ニテ精算ス」とも記されており、メモに記された単価 80 円が表では 7 掛けの単価 56 円となっているが、6 座の合計價格は 336 円となるべきところが 480 円と表記されている。このあたりの経緯は不明である。

天龍陣地建物大サ並= 假入詳價額					
番号	大サ(坪)	大サ(間)	大サ(坪)	単價	價格
1	$18 \times 20 \text{ 尺} = 360 \text{ 间}$	$3 \times 3.3 = 9.9$	$10 \text{ 坪} = 10$	$280.40 \text{ 円} \times 10 = 2804.00$	上野町 (落款なし)
2	玄門			28.	28.00
3	$7 \times 4 = 28 \text{ 间} = 0.8$		$17.30 \times 0.8 = 13.84$		
4	$27 \times 12 = 324 \text{ 间} = 9$		$620.100 \times 9 = 5580.90$	上野町 (落款なし)	
5	$27 \times 12 = 324 \text{ 间} = 9$		$756.120 \times 9 = 6804.80$	上野町 (落款なし)	
6	$(10 \times 66) - 1.5 = (3 \times 11) - 1.5 = 31.5$		$2205.100 \times 31.5 = 70000.00$		
7	$(20 \times 50) + (17 \times 26) \div (3.3 \times 3.3) + (2.83 \times 6.3) = 39.5$		$5530.200 \times 39.5 = 218000.00$	上野町 (落款なし)	
8	$5 \times 13 = 65 \text{ 间} = 1.7$		$48.40 \times 1.7 = 84.00$	三ツ色 (落款なし)	
《中略》					
28	$53 \times 11 = 583 \times 1.53 = 16.1$		$2818.250 \times 16.1 = 45025$	三ツ色	
29	$(31 \times 13) + 2.5 = (1516 \times 1.16) + 2.5 = 13.65$		$1911.200 \times 13.65 = 26000$	三ツ色	
29'	$19 \times 10 = 2.83 \times 1.66 = 3.7$		$518.200 \times 3.7 = 1918$	三ツ色	
30	$53 \times 11 = 583 \times 1.83 = 16.1$		$2480.220 \times 16.1 = 39742$	三ツ色	
31	$53 \times 11 = 583 \times 1.83 = 16.1$		$2818.250 \times 16.1 = 45025$	三ツ色	
32	$56 \times 11 = 9.3 \times 1.83 = 17$		$2142.180 \times 17 = 36414$	三ツ色	
33	地下道 24.60(坪)		$2100.50 \times 60 = 30000$		
34	砲台 6		$480.30 \times 6 = 2880$		
部外	監視所		<u>計 120 (三ツ色)</u>	<u>60.00</u>	<u>神明堂 2</u> ←
計 422750 但坪価ノ約七割ノ代金ニテ精算ス					

第 46 図 S20-0202(関係分)

● S20-0228(土木設計用紙 (乙)庶49)(第47図)

旧天龍隊陣地復旧補償料(借地料含ム)建物に依る相殺処理状況書

※坂野茂渡欄では120坪の借地面積に対し一坪あたりの借地料金は43円20銭で、120坪の内訳は甲種30 + 丁種90となっている。復旧坪数は390坪で復旧料金が780円、支払合計は822円20銭と記されている。「松ノ木代表者」の意味は不明だが、伐採した松の保証額であろう。

The image shows two historical documents from S20-0228, specifically forms (乙)庶49, used for land surveys and compensation calculations. The left document is titled '舊天龍隊陣地復旧補償料(借地料含ム)建物に依る相殺処理状況書' (Status of Compensation for the Reconstruction of the Former Tenryu-garrison Site, Including Land Rent, Based on Buildings). It includes handwritten notes such as '坂野茂渡' (Sakano Moritomo) and '松ノ木代表者' (Representative of the Pine Tree). The right document is also titled '舊天龍隊陣地復旧補償料(借地料含ム)建物に依る相殺処理状況書' and includes a stamp '土木設計用紙 (乙)庶49'. Both documents contain detailed tables with columns for area, unit, amount, and summary.

第47図 S20-0228

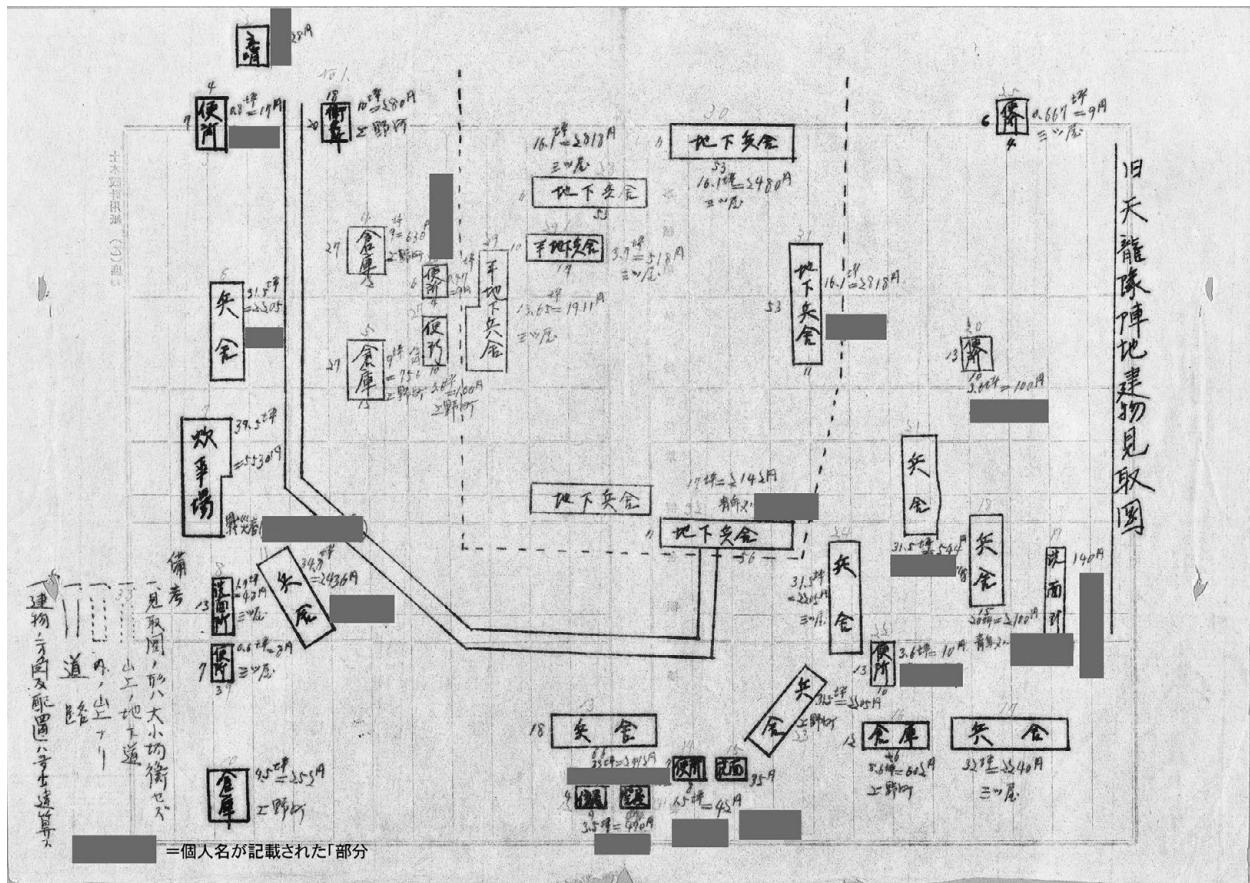


第48図 砲座部分調査風景 (第1次)

● S20-0229(第49図)

旧天龍隊陣地建物見取図

※塗りつぶした部分には払い下げした個人名が記されていた。



第49図 S20-0229

● S20-0271(「愛知縣町村公用紙」名入り便箋)

上野町役場發第五二七号(朱梓印)

昭和二十一年六月十三日

愛知縣知多郡上野町長 早川英次郎(角印)

愛知縣知事早川三郎殿

元軍用施設高射砲陣地建物復旧料相殺拂下申請書

左記ニ依リ元軍用施設高射砲陣地建物復旧料トノ相殺ニ依ル拂下

ノ件御認可相成度配置図相添此段申請致シマス

記

一、所有地及名稱並ニ数量

知多郡上野町大字名和地内

元天龍隊陣地建物

数量 兵舎 七ヶ 二一〇坪

地下兵舎	五ヶ	六七坪五(全ド腐敗ス)
半地下兵舎	二ヶ	一四坪八(ツ ツ)
炊事場	一ヶ	三六坪
倉庫	五ヶ	三七坪
洗面場	三ヶ	五坪二五
便所	八ヶ	一六坪二五

二. 必要事項

- 物件ノ腐敗並ニ破損ニ加フルニ復旧工事ノ至難ナルニヨリ、相殺処理ハ困難ナルカト思ツテ居リマシタ処、意外ニヨク關係者ニハ此ノ点諒解ガデキ今後違議ナキモノニ付キ、至急御認可賜り度御願申上ゲマス
- 本建物内ニハ内務省關係ノ保管物ガ一部分今尚有リマスガ此ノ分ニハ觸レズ又ハ撤去事ニ各個序々ニ処理シ御迷惑ヲ煩サズ尚此ノ方意外ノ建物ハ至急処理シ急速ナル復旧ニ依リ増産致シタク、依ツテ至急御認可下サレ度重ネテ御願申シ上ゲマス
尚出来得ル事デシタラ、保管物資ノ急速ナル撤去方御斡旋下サラバ幸甚ト思イ併シテ御懇願申シ上ゲマス

太佐山陣地内に関しては、戦後まだ建物等が残っている時点で各施設の面積や構造の調査がおこなわれ、基本的な評価が為されていた。残された文書に見る限り、陣地跡の払い下げ許可が下りたのは昭和21年5月のことである。

同年6月15日の日付が記された復旧費などの処理に関する委任状(S20-0126)には16名の連判があるが、これらは『拂下建物ト其ノ代價表』(S20-0226)の受領者に見られる個人名とほぼ同じである。加えて、これら個人名の他に「名和国民学校」「上野町託児所」「上野町隔離病棟」などの施設名も見られ、僅かながら地域にも還元された様子を窺うことができる。

軍施設の払い下げに関しては基本的に国有財産である以上さまざまな制約があり、基本的な調査がおこなわれたはずである。最終的には天龍隊陣地復旧保償料明細書(S18-0440)と天龍隊陣地ノ復旧保償料支拂書(S18-0441)の書類では、復旧補償料として坂野茂渡に15円が支払われた扱いになっていた。当時の物価を現在に換算すれば3,000円程度になる。

今回発見された資料によって、戦時中に接収された不動産や器物についても、接収時の記録に基づき、想像以上に詳細な調査を経た上で土地所有者への払い下げがおこなわれていた様子を知ることができた。

今回紹介した経緯は、ごく大まかに文書綴から抽出された情報によるものである。文書綴には知多飛行場の払い下げに関する書類も多く含まれており、これらを分析することによって旧上野町に於ける戦後処理の実態を知ることができる。今後も機会が有ればこれらの経緯を明らかにしていきたい。

(坂野俊哉)